

○公財ア事業第 286 号

国立アイヌ民族博物館における科学研究費補助金交付前使用に係る立替要領を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 3 日

国立アイヌ民族博物館長

(目的)

第 1 条 この要領は、国立アイヌ民族博物館科学研究費補助金等取扱規程（令和 3 年 4 月 1 日公財ア事業第 1 4 号）第 1 5 条に基づき、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「補助金等」という。）を受領する日までの間、研究実施のために必要な資金を支出（以下「交付前使用」という。）しようとするとき、公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「財団」という。）が一時的に立て替えるために必要な事項を定め、もって研究の円滑な推進と補助金等の適正な経理に資することを目的とする。

(立替に関する事務の取りまとめ)

第 2 条 交付前使用の立替（以下「立替」という。）に関する事務の取りまとめは、事業課長が行うものとする。

(立替の限度額等)

第 3 条 立替は、国立アイヌ民族博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に支障がない範囲で行うものとする。

2 立替金額の上限は、第 6 条各号に規定する期間において、研究実施のため支出を予定する金額とする。

3 支出を予定する金額は、算出根拠を明らかにしておくものとする。

(立替の条件)

第 4 条 財団が立替をする場合には、金利を付さないものとする。

(立替を受けることのできる者の範囲)

第 5 条 立替を受けることのできる者は、研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）とする。

(立替を受けることのできる期間)

第 6 条 研究代表者等が立替を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

- (1) 前年度に継続分として当該年度の交付の内定を受けた研究代表者等
当該年度の 4 月 1 日から交付決定に基づき資金を受領した日の前日まで
- (2) 新規に交付の内定を受けた研究代表者等
交付の内定を受けた日から交付決定に基づき資金を受領した日の前日まで
- (3) 他の機関から分担金の配分を受ける研究分担者
分担金配分予定通知書の送付を受けたときから、同通知書に基づき資金を受領した日の前日まで

(立替金額の経理に関する事務の取扱い)

第7条 立替金額に関する経理事務は、公益財団法人アイヌ民族文化財団財務規程及びこれに基づく細則の定めるところによる。

(立替金額の返済)

第8条 研究代表者等は、立替に係る補助金等の交付を受けたときには、直ちに立替金の精算を行わなければならない。

2 立替金の精算金額は、研究の実施に伴い支出した金額とする。

3 補助金等の交付前に財団が支出した立替金について、当該補助金等が交付されなかった場合は、研究代表者等として申請した者は、財団にその金額を返済しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、研究資金の交付前使用に係る立替に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和7年3月23日から施行する。